

# 駐車施設の設置に関する届出書について

届出は、駐車施設を設置しようとする前と、設置完了後にしていただきます。

## 提出書類と提出時期について

建築確認の申請を行う前に、**駐車施設設置届**と**建築物調書**に必要書類を添付して、**2部提出**していただきます。審査後、適合印を押印し1部返却しますので、確認申請の際にはその写しを添付してください。

駐車施設の設置のための工事等が完了したときは、速やかに設置完了届を提出してください。

## 附 置 の 特 例 に つ い て

建築物の構造又は敷地の状態により、敷地内又は建物内に駐車施設を設置することが困難又は不可能と認められる場合は、建築敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することで、敷地内又は建物内に駐車施設を設置したものとみなします。

ただし、その場合でも隔地駐車場は、原則として駐車施設を附置すべき者が所有するものであり、既存の駐車場を賃借等をして利用するときは、長期間の賃借期間が設定されていることが必要です。

## 提出書類と提出時期について

原則として、**駐車施設設置届**の届出を行う前に、**駐車施設承認申請書**と**建築物調書**に必要書類を添付して、**2部提出**していただきます。審査後、特例として認められる場合は、**駐車施設承認通知書**を通知しますので、**駐車施設設置届**の際に通知書の写しを添付してください。

ここに掲載した内容及び詳細については、担当までお問い合わせください。

担当：まちづくり計画部 都市計画課 交通政策係

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

TEL (046) 225-2357

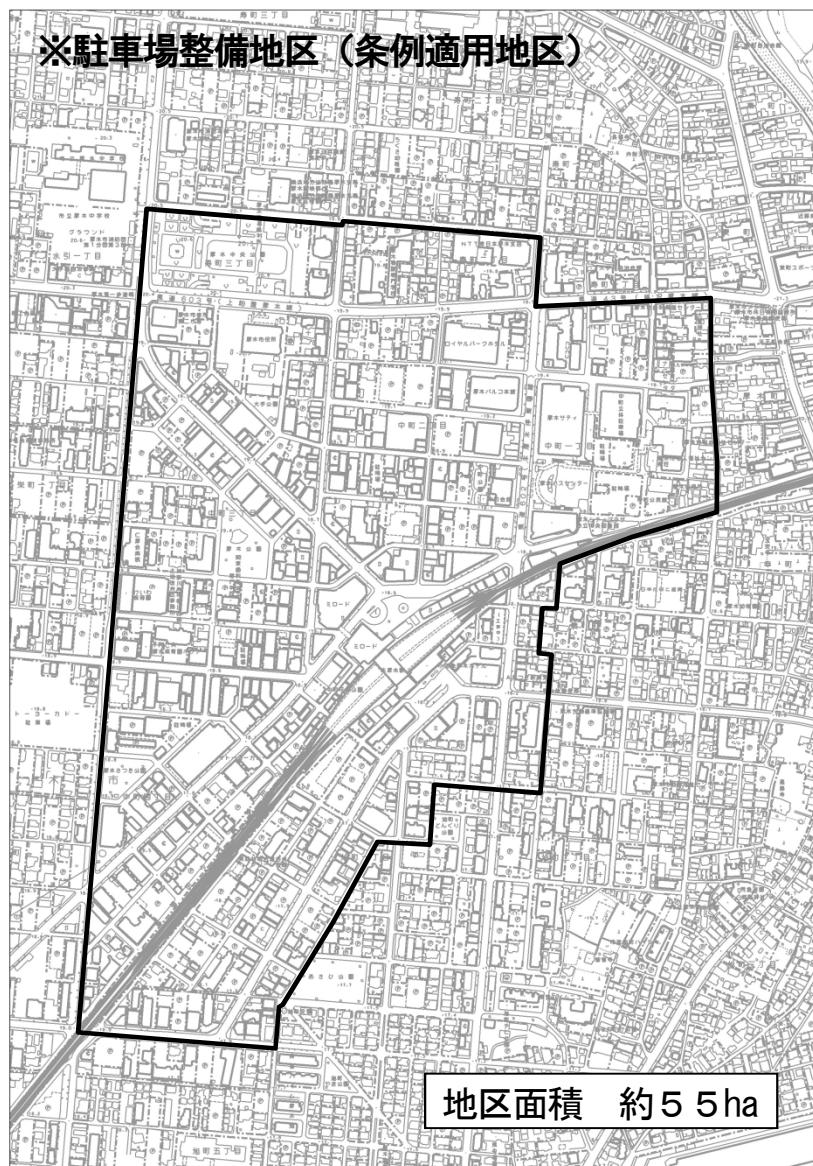
# 駐車施設の設置義務について

## 駐車施設の整備された より快適なまちづくりをめざして

いま駐車問題は、道路交通の安全確保や排気ガス公害の低減、地域社会の活性化などさまざまな角度から捉えられるべき大きな社会的課題であり、特に市街地における駐車場不足は大きな社会問題となっており、駐車施設の整備されたまちづくりが必要となっております。

このため厚木市では、より快適で機能的なまちづくりをめざして、昭和63年10月1日（以下「条例適用日」という。）から本厚木駅周辺を駐車場整備地区（※下図のとおり）として、「厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例」を定めました。

これにより、皆様の中で駐車場整備地区内に一定規模以上の特定用途建築物の新築、増築等を行う場合には、敷地内又は建築物内に駐車場の設置が必要となりますので、建築確認申請の前に届出をしてください。



# このような場合には 駐車施設の設置が必要となります。

駐車場整備地区内の区域内で行う建築行為のうち、次の用件に該当するものは、敷地内又は建物内に駐車施設の設置が必要です。

## 新築

店舗事務所等の特定用途（表1参照）に供する部分の延べ面積が、 $1,500\text{ m}^2$ を超える建築物の新築をしようとする場合。

ただし、仮設建築物（建築基準法に基づく）を新築する場合を除く

## 増築

特定用途に供する部分の延べ面積が、 $1,500\text{ m}^2$ を超える増築を行う建築物及び条例適用日以降に行った増築部分の延べ面積の合計が、 $1,500\text{ m}^2$ を超えることとなる建築物の増築をしようとする場合。

## 用途変更

特定用途に供する部分の延べ面積が、 $1,500\text{ m}^2$ を超える用途変更を行う建築物及び条例適用日以降に行った用途変更部分の延べ面積の合計が、 $1,500\text{ m}^2$ を超えることとなる建築物の用途変更をしようとする場合。

※表1 特定用途建築物

区分	駐車場法第20条第1項に基づく特定用途
業務系用途	事務所 病院 卸売市場 倉庫 工場
商業系用途	劇場 映画館 演芸場 観覧場 放送用スタジオ 公会堂 集会場 展示場 結婚式場 斎場 旅館 ホテル 料理店 飲食店 待合 キャバレー バー カフェ ナイトクラブ 舞踏場 遊技場 体育館 ボーリング場 百貨店 その他の店舗

# 建築物の規模に応じた 駐車台数の確保が必要です。

## 建築物の用途が一つの場合

特定用途に供する部分の延べ面積に応じて、表2の算定方式により求めた設置台数以上の駐車施設を敷地内又は建物内に設置していただきます。

なお、「特定部分の延べ面積」には駐車施設の部分の面積は算入されません。また、駐車施設は自動車1台につき幅2.3m以上、奥行き5.0m以上で自動車が安全に駐車し、円滑に入り出しができるもの若しくはエレベーター方式、垂直循環方式等の特殊な形態又は特殊な装置を用いる駐車施設で、有効かつ安全に駐車できるものとしなければなりません。

※ 表2 駐車場設置台数算定表

特定用途の種類	特定部分の延べ面積	駐車施設の規模	
業務系用途	1,500m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が1,500m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	250m <sup>2</sup> までごとに1台
	5,000m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が5,000m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	300m <sup>2</sup> までごとに1台
	10,000m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	350m <sup>2</sup> までごとに1台
商業系用途	1,500m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が1,500m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	200m <sup>2</sup> までごとに1台
	5,000m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が5,000m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	250m <sup>2</sup> までごとに1台
	10,000m <sup>2</sup> を超える部分	延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える部分の面積について	300m <sup>2</sup> までごとに1台

## 建築物の用途が混合する場合の算定方法

業務系用途及び商業系用途の両方を共有する建築物は、表3の①、②の算定を行い、いずれか多い方の台数以上の駐車施設の設置が必要となります。

※ 表3

- ① (商業系用途の延べ面積+業務系用途の延べ面積×2/3) で算出した延べ面積を商業系用途とみなして算定した台数
- ②すべてを業務系用途とみなして算定した台数